

児童扶養手当をどこ存知ですか？

父子家庭の方もご覧ください！

児童扶養手当とは、父母の離婚・死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭など）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。この手当は申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

◆支給要件

次の①～⑨のいずれかに当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒を見る）ことしているひとり親家庭の父・母または両親にかわって、その児童を養育している方（養育者が手当を受けることができます）。

「児童」とは、0歳から18歳に達した日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までの方をいいます。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がいの状態にあり、障害年金の加算の対象になっていない児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母が一年以上遺棄（連絡がとれず児童の養育を放棄していること）している児童
- ⑥父または母が一年以上拘禁されている児童
- ⑦婚姻せずに生まれた児童
- ⑧母が児童を妊娠した当時の事情が不明である児童
- ⑨父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

のみが支給される場合があります。（所得額により、全部が支給停止となる場合もあります）
【支給対象児童1人の場合】
・全部支給

△月額4万1430円
△月額4万1420円
△月額4万1430円
△月額4万1420円

◆支給対象児童2人以上の場合

全部支給・一部支給とも、それぞれ前記の金額に、第2子については5千円、第3子以降は1人につき3千円を加算した金額になります。

◆手当の支払日

手当は、認定請求した月の翌月分から支給され、年3回、支払月の前月分までの手当が支払われます。（支払日が土、日、国民の祝日などに当たるときは、これらの日の前日とします）

○支払日

4月11日～12月分から3月分
8月11日～4月分から7月分
12月11日～8月分から11月分

◆手当の支給

児童扶養手当の金額は、受給資格者本人と、受給資格者と同一住所の扶養義務者（親族）の

所得金額に応じて、手当の全部が支給される場合と手当の一部が支給されるとき、日本国内に住所をけられるとき、日本国内に住所ものを含む）と生計同一であるときや、申請者が老齢福祉年金以外の公的年金、遺族補償を受けられるとき、日本国内に住所

扶養義務者（父母、子、祖父母、兄弟など）の前年分（1～6月までの間に請求するときは前々年分）の所得により、その年の年分（8月から翌年7月までの一年分）の所得により、その年の兄弟などの前年分（1～6月までの間に請求するときは前々年分）の所得により、その年の年分（8月から翌年7月までの一年分）の手当額が決まります。次の表

8月から翌年7月までの一年分の手当額が決まります。次の表の制限限度額以上であるときは、手当の支給が制限されます。

所得制限限度額表

扶養人数	受給資格者本人		所得制限額
	全部支給 所得制限額	一部支給 所得制限額	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満
5人	209万円未満	382万円未満	426万円未満

※所得の計算方法（課税台帳に基づき計算します）
所得額＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額など）
+養育費の8割相当額－諸控除－8万円
(社会保険料相当額として一律8万円とします)

◆現況届について

扶養義務者が、その年の8月から翌年7月までの手当を受ける資格を確認するために現況届の提出が必要です。提出されない場合には、8月以降の手当が差止めになります。2年以上提出されない場合には、8月以降の手当が喪失します。

届手続がお済みでない方は、早急に手続きしてください。
届手續には受給資格が喪失します。
受給資格者の方で、まだ現況届きましたので、必ず期限までに提出書類を提出してください。
提出が遅れた場合、遅れた月分の手当が減額になることがあります。

◆所得制限について

扶養義務者（父母、子、祖父母、兄弟など）の前年分（1～6月までの間に請求するときは前々年分）の所得により、その年の年分（8月から翌年7月までの一年分）の手当額が決まります。（所得額により、全部が支給停止となる場合もあります）

◆長期受給者の支給制限

手当を受給して5年経過もしも届手續がお済みでない方は、8月から翌年7月までの一年分の手当額が決まります。（所得額により、全部が支給停止となる場合もあります）